

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年5月19日

沿岸広域振興局長 小國 大作

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 田老漁港海岸ほか水門・陸閘（機械設備）保守点検業務委託
- (2) 業務概要 入札説明書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで
- (4) 履行場所 宮古市田老地内ほか

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県の県税、法人税若しくは申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (4) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1ヶ月を経過していること。  
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下に同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した水門又は陸閘の機械設備に関する保守点検業務又はこれに類する業務若しくは水門又は陸閘の機械設備に関する工事について、平成22年4月1日以降の実績を有する者であること。

### 3 契約条項を示す場所

#### (1) 閲覧

設計書（金抜き）、特記仕様書等の閲覧は、岩手県公式ホームページ及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センターにおいて行う。

〒027-0072 岩手県宮古市五月町 1-20

岩手県沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 電話番号 0193-64-2216

### 4 入札及び開札の場所及び日時

(1) 入札予定日時 令和7年5月29日（木） 15時00分

(2) 場 所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎 1階入札室

### 5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

### 6 入札説明書の配布

入札説明書は、岩手県公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）で配布する。なお、入札参加希望者は、本業務に申請するときは、ホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

ホームページ

トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > その他入札情報

URL <https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/sonota/index.html>

### 7 入札参加申請書の受付期限及び提出先

入札参加希望者は、ホームページで配布する一般競争入札参加申請書を令和7年5月26日（月）午後5時までに10に示す提出先に提出すること。

### 8 入札の方法等

(1) 入札書は、4の日時及び場所に持参して提出すること。

(2) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) その他入札に関する詳細は、一般競争入札心得によること。

## 9 その他

- (1) 7により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められたものに限り、入札に参加できるものとする。
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者の求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21条）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

## 10 入札参加申請書の提出及び問合せ先

郵便番号 027-0072 岩手県宮古市五月町1番20号

沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター

電話番号 0193-64-2216 FAX 0193-71-1274